



福岡県医発第1717号（保）

平成14年12月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

平成14年10月1日実施の健康保険法等の一部改正に伴い、下記の健康保険組合の一部負担金割合等が改正された旨、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 岡山県医師国民健康保険組合、中国四国薬剤師国民健康保険組合及び岡山県建設国民健康保険組合
2. 富山県医師国民健康保険組合
3. 鹿児島県医師国民健康保険組合及び鹿児島県歯科医師国民健康保険組合
4. 富山県建設国民健康保険組合

14国援第502号の18
平成14年12月17日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記のことについて、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。





長 寿 第 1091 号
平成14年11月29日

各都道府県国民健康保険主管部（課）長 殿

岡山県保健福祉部長
（公印省略）

国民健康保険組合の一部負担金割合等の改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、岡山県医師国民健康保険組合、中国四国薬剤師国民健康保険組合及び岡山県建設国民健康保険組合の一部負担金割合等の規約の改正について、別添指令書（写）のとおり認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮をお願いします。

岡山県保健福祉部長寿社会対策課
国民健康保険係 担当：竹原
TEL 086-224-2111（内線2878）
086-226-7350（直通）



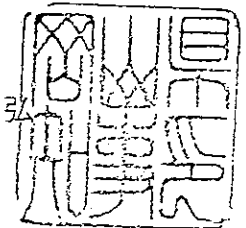
岡山県指令保福第 6 4 6 号

岡山県医師国民健康保険組合

平成 1 4 年 9 月 2 7 日付け、岡医国発第 1 5 1 号で申請のあった下記事項については、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 2 7 条第 2 項の規定により認可します。

平成 1 4 年 9 月 3 0 日

岡山県知事 石 井 正 弘



記

規約の変更

岡山県医師国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
(加入の申込) 第8条 この組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。 2 (略) 3 (略) (一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 次号に掲げる場合以外の場合 10分の2 (2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上である場合を除く。） 10分の1 2 第1項の給付を受ける者（6歳未満の者又は70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（法第42条第2項第1号に掲げる薬剤の支給については、2種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、第1項の一部負担金のほか、法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。 (出産育児一時金) 第12条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和1	(加入の申込) 第8条 この組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法第13条の2又は第69条の8の規定に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもってその旨を組合に申し込まなければならない。 2 (略) 3 (略) (一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額の10分の2に相当する額とする。 2 第1項の給付を受ける者（6歳未満の者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（法第42条第2項第1号に掲げる薬剤の支給については、2種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、第1項の一部負担金のほか、法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。 (出産育児一時金) 第12条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第7

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
4 年法律第 7 3 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法 (昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号) の規定によって、これに相当する給付を受けることが<u>できる場合には、行わない。</u>	<u>0 号)</u>、船員保険法 (昭和 1 4 年法律第 7 3 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法 (昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号) の規定によって、これに相当する給付を受けることができる<u>場合には行わない。</u>



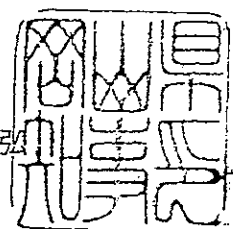
岡山県指令保福第666号

中四国薬剤師国民健康保険組合

平成14年9月30日付け、中四薬剤国保発第261号で申請のあった下記事項については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により認可します。

平成14年9月30日

岡山県知事 石 井 正 弘



記

規約の変更

中四国薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

改正後(新)	改正前(旧)
(加入の申込) 第9条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。 (一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、組合員及び世帯員である被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けことができるものを除く。）は、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 2 次号に掲げる場合以外の場合 10分の2 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者 其他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとを除外。） 10分の1 4 看護及び移送につき療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、理事会の認定した額とする。 (支部所在地) 第62条 第2項中の支部事務所所在地別表2のうちの愛媛県支部所在地 愛媛県松山市三番町7丁目6-9	(加入の申込) 第9条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法第13条の2又は第69条の8に規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、住所、性別、生年月日、組合員との続柄、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。 (一部負担金) 第12条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける際の一部負担金の額は次に掲げるものとする。 組合員及び世帯員である被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けことができるものを除く。）は、当該給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。 2 看護及び移送につき療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、理事会の認定した額とする。 (支部所在地) 第62条 第2項中の支部事務所所在地別表2のうちの愛媛県支部所在地 愛媛県松山市大手町1丁目8番地21号



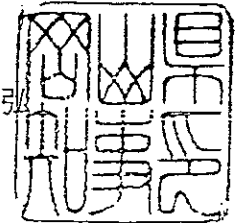
岡山県指令保福第7604号

岡山県建設国民健康保険組合

平成14年9月30日付け、岡建国保発第517号で申請のあった下記事項については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により認可します。

平成14年9月30日

岡山県知事 石 井 正 弘



記

規約の変更

岡山県建設国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
第 2 章 組 合 員 (加入の申込) 第 7 条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職種、使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する事項（健康保険法（<u>大正 11 年法律第 70 号</u>）第 3 条第 1 項第 7 号又は同条第 2 項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、住所、性別、生年月日、職種、使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する事項を記載した書面及び組合の定める書類をもって、その旨を組合本部に申し込まなければならない 2～3（略）	第 2 章 組 合 員 (加入の申込) 第 7 条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職種、使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する事項（健康保険法第 13 条の 2 又は第 69 条の 8 の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、住所、性別、生年月日、職種、使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する事項を記載した書面及び組合の定める書類をもって、その旨を組合本部に申し込まなければならない。 2～3（略）
第 3 章 保 険 給 付 (一部負担金) 第 10 条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金の額は次に掲げるものとする。 1 組合員である被保険者（老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）は当該療養の給付に要する費用の額の 10 分の 1 に相当する額とする。ただし、結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 30 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療を受けるときは、<u>70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合を除き、その医療に要する費用の額の 10 分の 3 に相当する額とする。</u> 2 組合員の世帯に属する被保険者（老人保健法	第 3 章 保 険 給 付 (一部負担金) 第 10 条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金の額は次に掲げるものとする。 1 組合員である被保険者（老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）は当該療養の給付に要する費用の額の 10 分の 1 に相当する額とする。ただし、結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 30 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の規定により費用の負担が行われる医療を受けるときは、その医療に要する費用の額の 10 分の 3 に相当する額とする。 2 組合員の世帯に属する被保険者（老人保健法
の規定による医療を受けることができる者を除く。）は<u>次の区分に従い、それぞれ当該区分に掲</u>	の規定による医療を受けることができる者を除く。）は<u>当該給付に要する費用の額の 10 分の 3 に相当する額とする。</u>

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<u>げる額とする。</u> <u>イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 当該療養の給付に要する費用の額の10分の3に相当する額</u> <u>ロ 3歳に達する日の属する月以前である場合 当該療養の給付に要する費用の額の10分の2に相当する額</u> <u>ハ 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（ニに掲げる場合を除く。） 当該療養の給付に要する費用の額の10分の1に相当する額</u> <u>ニ 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 当該療養の給付に要する費用の額の10分の2に相当する額</u> 2 組合員である被保険者が前項第1号の規定により、一部負担金を支払ったときは別に定める規定により償還金を給付する。	3 組合員である被保険者が前項第1号の規定により、一部負担金を支払ったときは別に定める規定により償還金を給付する。



厚 第 7 6 5 号
平成14年12月2日

各都道府県国民健康保険主管部（課）長 殿

富 山 県 厚 生 部 長

富山県医師国民健康保険組合の規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき別添（写）のとおり認可されましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知についてはよろしくご配慮願います。



富山県指令厚第 765 号

富山市蛭川 336 番地

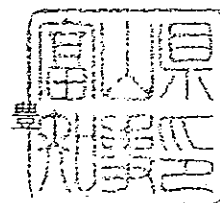
富山県医師国民健康保険組合

国民健康保険組合の理事の専決処分の認可について

平成 14 年 9 月 30 日付け富医国第 654 号で申請のあった富山県医師国民健康保険組合の理事の専決処分については、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定により認可します。

平成 14 年 9 月 30 日

富山県知事 中 沖



富山県医師国民健康保険組合規約一部改正(案)

改 正	現 行
第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 組合員の場合は、10分の1とする。 (2) 組合員の世帯に属する者で次号から第4号までに掲げる場合以外の場合は、10分の2とする。 (3) 組合員及び組合員の世帯に属する者で、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)は、10分の1とする。 (4) 組合員及び組合員の世帯に属する者で、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、10分の2とする。 2 第1項の給付を受ける者(6歳未満の者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる場合に該当する者を除く。)は、当該給付に薬剤の支給(法第42条第2項第1号に掲げる薬剤の支給については、2種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。)が含まれるときは、当該給付を受ける際、第1項の一部負担金のほか、法第42条法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。 (出産育児一時金) 第12条 略 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次のとおりとする。 (1) 組合員は、当該療養の給付に要する費用の額の10分の1に相当する額とする。 (2) 組合員の世帯に属する被保険者は、当該療養の給付に要する費用の額の10分の2に相当する額とする。 2 第1項の給付を受ける者(6歳未満の者を除く。)は、当該給付に薬剤の支給(法第42条第2項第1号に掲げる薬剤の支給については、2種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。)が含まれるときは、当該給付を受ける際、第1項の一部負担金のほか、法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。 (出産育児一時金) 第12条 略 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(附 則)

1. この規約は、平成14年10月1日から施行する。



平成14年12月 3日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

鹿児島県保健福祉部介護国保課長

国民健康保険組合規約の一部負担金割合等の改正について（通知）

このことについて、国民健康保険組合保険法第27条第2項の規定に基づき鹿児島県医師国民健康保険組合及び鹿児島県歯科医師国民健康保険組合の規約の一部改正について、認可したので通知します

なお、改正内容については別紙のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いいたします。



指令介国第105号

鹿児島市中央町8-1

鹿児島県医師国民健康保険組合

平成14年9月28日付け鹿医国発第23号で認可申請のあった規約の一部改正については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により認可します。

平成14年 9月30日

鹿児島県知事 須賀 龍郎

鹿児島県医師国民健康保険組合規約の一部改正 (案)

鹿児島県医師国民健康保険組合規約第3章「保険給付」第10条「一部負担金」の一部を次のように改正する。

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が閣議決定されたことによる国民健康保険組合法及び施行令、施行規則等の改正にともない、本組合規約の一部を次のとおり改正する。

鹿児島県医師国民健康保険組合規約一部改正新旧条文対照表

現 行	改 正 後
(一部負担金)	(一部負担金)
第10条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金は、次のとおりとする。	第10条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金は、次のとおりとする。
(1) 組合員である被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く）が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用の額の10分の1に相当する額とする。	(1) 組合員である被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く）が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用の額の10分の1に相当する額とする。
(2) 組合員の世帯に属する者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く）が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該療養の給付に要する費用の額の10分の2に相当する額とする。	(2) <u>前項の組合員が70歳に達する日の属する翌月の以後である場合について国民健康保険法施行令第27条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは当該療養の給付に要する費用の額の10分の2に相当する額とする。</u>
	(3) 組合員の世帯に属する者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く）が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該療養の給付に要する費用の額の10分の2に相当する額とする。
	(4) <u>前項における組合員の世帯に属する者が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合について国民健康保険法施行令第27条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以下であるときは当該療養の給付に要する費用の額の10分の1に相当する額とする。</u>

(施行期日)

1. この規則は平成14年10月1日から施行する。



指令介国第106号

鹿児島市照国町13番15号

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合

平成14年9月25日付け鹿歯国保発第24号で認可申請のあった規約の一部改正については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により認可します。

平成14年 9月30日

鹿児島県知事 須賀 龍郎

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合規約一部改正新旧条文対照表

現 行	改 正 後
(加入の申込) 第8条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法第13条の2又は第69条の8の規定による承認に関する事項を含む以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。	(加入の申込) 第8条 組合に加入しようとする者は氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。
(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は組合員である被保険者（老人保健法）（昭和57年法律第80号の規定による医療を受けることができるものを除く。）にあっては診療に要した費用の2割とする組合員以外の被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の場合は診療に要した費用の3割とする。	(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 - 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合、組合員である被保険者にあっては診療に要した費用の2割とする。組合員以外の被保険者の場合は診療に要した費用の3割とする。 - 二 3才に達する日の属する月以前である場合、診療に要した費用の2割とする。 - 三 70才に達する日の属する月の翌月以後である場合、診療に要した費用の1割とする。 - 四 70才に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70才に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、診療に要した費用の2割とする。

第11条

- 2 第1項の給付を受ける者（6才未満の者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（法第42条第2項第1号の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは当該給付を受ける際、第1項の一部負担金のほか、法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。

（出産育児一時金）

第13条 （略）

- 2 前項の規定にかかわらず出産育児一時金の支給は、同一出産につき、健康保険法（大正11年法律70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、日雇労働者健康保険法（昭和38年法律第207号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）他の法律において準用し、または、例による場合を含む。）公共企業体職員共済組合法（昭和31年法律第134号）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は行わない。

第11条

- 2 第1項の給付を受ける者（6才未満の者又は同項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者を除く）は、当該給付に薬剤の支給（法第42条第2項第1号に掲げる薬剤の支給については、二種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、第1項の一部負担金のほか、法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。

（出産育児一時金）

第13条 （略）

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）。他の法律において準用し、又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は、行わない。

附則

（施行期日）

この規約は、平成14年10月1日から施行する。



厚 第 9 0 3 号
平成 14 年 12 月 6 日

各都道府県国民健康保険主管部（課）長 殿

富 山 県 厚 生 部 長

富山県建設国民健康保険組合の規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき別添（写）のとおり認可されましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知についてはよろしくご配意願います。



富山県指令厚第 903 号

富山市西荒屋 25 番地の 4

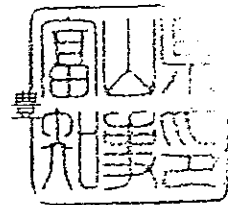
富山県建設国民健康保険組合

国民健康保険組合の理事の専決処分の認可について

平成 14 年 9 月 27 日付け富建第 505 号で申請のあった富山県建設国民健康保険組合の理事の専決処分については、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定により認可します。

平成 14 年 9 月 30 日

富山県知事 中沖



規約改正条文新旧対照表

改正後

改正前

第 2 章 組 合 員

(組合員の範囲)

第 6 条 組合員は建設業に従事するもので第 4 条の地区内に住所を有する富山県建築組合連合会員とする。

(加入の申込)

第 7 条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名および法第 6 条各号に関する事項（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項第 7 号又は同条第 2 項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、組合員との続柄、職業、使用される事業所名および法第 6 条各号に関する事項を記載した誓面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2. 前項の加入の申し込みをした者は、理事が加入の申し込みを受理した日に組合員となる。
3. 前項の受理は第 1 項の申し込みをした日から、30 日以内にしなければならない。

第 3 章 保 険 給 付

(一部負担金・療養附加金)

第 10 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 次号から第 4 号までに掲げる場合以外の場合 10 分の 3
- (2) 3 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 2
- (3) 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）10 分の 1
- (4) 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10 分の 2

第 2 章 組 合 員

(組合員の範囲)

第 6 条 組合員は建設業に従事するもので第 4 条の地区内に住所を有する富山県建築組合連合会員とする。

(加入の申込)

第 7 条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、職業、使用される事業所名および法第 6 条各号に関する事項（健康保険法第 13 条の 2 又は第 69 条の 3 の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）ならびに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、組合員との続柄、職業、使用される事業所名および法第 6 条各号に関する事項を記載した誓面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2. 前項の加入の申し込みをした者は、理事が加入の申し込みを受理した日に組合員となる。
3. 前項の受理は第 1 項の申し込みをした日から、30 日以内にしなければならない。

第 3 章 保 険 給 付

(一部負担金・療養附加金)

第 10 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額の 10 分の 3 に相当する額とする。

規約改正条文新旧対照表

改正後

改正前

2. 第1項の給付を受ける者（6歳未満の者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる場合に該当する者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（法第42条第2項第1号に掲げる薬剤の支給については、2種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、第1項の一部負担金のほか、法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。

3. 組合員である被保険者が自己の受けた療養の給付につき、前項の費用を負担したときは、その負担額の3分の1に相当する額の療養附加金を支給する。

ただし、他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養の給付又は療養費の支給を受けることができる場合は、その額に相当する額を控除した額とする。

（出産育児一時金）

第11条 組合は被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として300,000円を支給する。

2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

附 則

この一部改正規約は、平成14年10月1日から施行する。

2. 第1項の給付を受ける者（6才未満の者を除く。）は、当該給付に薬剤の支給（法第42条第2項第1号に掲げる薬剤の支給については、2種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。）が含まれるときは、当該給付を受ける際、第1項の一部負担金のほか、法第42条第2項から第5項の規定による一部負担金を支払わなければならない。

3. 組合員である被保険者が自己の受けた療養の給付につき、前項の費用を負担したときは、その負担額の3分の1に相当する額の療養附加金を支給する。

ただし、他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養の給付又は療養費の支給を受けることができる場合は、その額に相当する額を控除した額とする。

（出産育児一時金）

第11条 組合は被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として300,000円を支給する。

2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によってこれに相当する給付を受けることができる場合には行わない。